

平成23年第1回豊能町地域公共交通会議分科会議事概要

日 時：平成23年6月24日（金）午後2時10分から3時50分まで

場 所：豊能町役場 本庁2F 第一会議室

出席者：委員6名 随行者1名 事務局3名

（詳細は別紙「豊能町地域公共交通会議分科会メンバー名簿」のとおり）

【1】午後2時10分開会

【2】委員及び出席者紹介

- ・事務局より委員及び出席者の紹介があった

【3】分科会の設置経緯と概要について

事務局より下記の説明があった

- ・社会実験運行、地域公共交通会議での協議、分科会設置経緯
- ・交通計画の策定
- ・分科会設置規程概要

【4】会長の選任

- ・会長の立候補、推薦を提起したが、事務局案はないかとの質問があった
- ・事務局案として乾総務部長を提起した
- ・異議なしで乾総務部長が会長に選任された

【5】職務代理者の指名

- ・乾会長より向井氏の指名があった

【6】平成23年度予算付帯決議について

事務局より下記の説明があった（付帯決議書を配布、朗読）

- ・3月議会で社会実験運行予算に関し、西地区交通の検討を行うよう付帯決議がなされた
- ・町として検討する必要がある、本日の議題の事業評価にもかかわる問題なので、この付帯決議をふまえて次の議題にはいることとする

【7】豊能町地域公共交通社会実験の事業評価について

○事務局より素案説明

（1）評価の目的と手段

(2) 実験の課題と目的の確認

(3) 評価の流れ

(4) 見直し基準の詳細 (定量的な見直し基準による評価)

- ・項目と数値の設定方法、理由
- ・バス収支率と平均乗車密度の関係 (検討用データ)
…走行距離、平均賃率を定数としているので、比例する
- ・バス収支率を定めることで他の数値が決まってくる
- ・素案では収支率 50%で設定 (町と利用者との負担が半分ずつ)

(5) 検証項目の詳細

(6) 評価のスケジュール

(7) 評価のスケジュールと付帯決議に対する対応について

【8】 午後 3 時 4 0 分閉会

【主な質疑、意見（要約）】

○見直し基準の設定について

- ・素案の平均乗車密度と収支率だと、人数は達成したが収支を達成しない結果になり、運賃値上げという見直しに導かれる可能性が高い
- ・平均乗車密度 12～13 人が妥当（ただし達成は困難。兵庫県の補助基準で 3 人）
- ・素案は平均乗車密度と収支率を関連づけて設定しているが、東西バスの運賃体系は通常と異なるので設定がうまくいかない
- ・見直しの方針に従って平均乗車密度と収支率を別々に設定してもよい
- ・収支率 50%は達成困難なので「行政と利用者が半分ずつ」というポリシーならば、その後の見直しとして業態の変更、自治会負担等を検討していくことになる。（料金値上げで収支率を上げることは困難）
- ・全国平均 29%にあわせて設定しているところが多い
- ・収支率を設定したら、それを目指して乗ってもらう努力をすることも必要
- ・見直しの第一段階を「もっと乗ってもらわなければならない」とするのか「もっと収支率を上げなければならない」とするのか、その方針によって設定が異なる

⇒事務局で素案を再検討し、再度会議を実施するか、持ち回り協議とすることとした

○デマンドについて

- ・デマンドタクシーも停留所までの距離があるので乗りにくい。停留所まで誰かが送るなら余野まで送ることになる。
- ・デマンドは路線が決まっている。路線以外に自宅近くまで来てくれると利用するかもしれない。

○付帯決議に対する対応について

- ・（事務局）町には交通会議があり、7 月からの社会実験は交通会議を通して始めるもの。付帯決議についても交通政策ならば交通会議で計画が変更なされて、実施していくのが正しいと考えている。しかし現実的にはそのような流れにはなっていない。どこを走るのか、回数をどうするのかなどを検討しなければならない。それをすると住民から色々な話も出てくる。議員もそれぞれ思いが違う。どうすべきか困っている状況。今後分科会でも相談したい。
- ・西地区において実験するのかということだと思う。この決議があって西地区であえて実験をしなくてよいのかということは理由が必要。今の計画があるので実施しないというのはむずかしい。阪急バスの既存路線があるので実験はしないなどのしない理由が必要。やるのであれば町と利用者又は地域の折半という負担の問題が出てくる。

⇒見直し基準とも関係するので町が検討した対応策について分科会で相談することとした